

官報

号外

平成十九年六月四日

○第百六十六回 参議院會議録第三十二号

平成十九年六月四日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成十九年六月四日
午後一時 本會議

第一 日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより會議を開きます。
日程第一 日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

両案について提出者の趣旨説明を求めます。柳澤厚生労働大臣。

(國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、日本年金機構法案について申し上げます。

平成十九年六月四日 参議院會議録第三十二号

公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関する様々な問題が生じたところであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保することが不可欠であります。このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設立するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、年金事業の運営業務を行うことにより、年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としております。

第二に、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこととしております。

第三に、機構の役職員の身分は非公務員とし、その報酬・給与及び服務について、所要の規定を設けることとしております。

第四に、機構の業務運営に関し、被保険者等の意見を反映するための措置や、年金事務所の設置、年金委員の創設、年金個人情報利用及び提

日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

供の制限などを定めるとともに、厚生労働大臣の業務改善命令等の監督規定を設けることとしております。

第五に、機構の当面の業務運営に関する基本計画の策定その他の機構の設立準備に関する事項を定めることとしております。

以上のほか、社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等において、社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とし、厚生労働大臣はその権限の一部に係る事務を機構に行わせることにも、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは滞納処分等の権限を財務大臣に委任できることとするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日としております。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、その安定的な運営を図るためには、社会保険庁の組織の改革と併せて、国民年金事業等の運営の改善を図る必要があります。このため、本法律案を提出し、国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者等に係る情報を取得することにより、その氏名及び住所の変更等の届出を原則として廃止するとともに、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

第二に、クレジットカードによる保険料納付制度の導入など、国民年金保険料を納めやすい環境

を整えるとともに、その滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができるよう仕組みの導入、長期間にわたって保険料の自主的な納付がない場合に保険医療機関等に係る指定等を認めないこととする

こと、事業主に対して国民年金制度の周知等について協力を求めることができることなど、関係者や関係制度との連携の下での保険料の納付促進策を講ずることとしております。

第三に、年金事務費に保険料財源を充当できるようにするとともに、いわゆる福祉施設規定を廃止し、新たに年金教育・広報、年金相談、情報提供等の国民年金事業等の円滑な実施を図るための措置に係る規定を整備するほか、基礎年金番号を法定化することとしております。

以上のほか、国家公務員共済組合法等関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十年四月など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

以上が日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。清水嘉与子君。

(清水嘉与子君登壇、拍手)

○清水嘉与子君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました社会保険庁関連二法案に関し、安倍総理に質問をいたします。

質問に先立ち、先週月曜日にお亡くなりになりました松岡利勝農林水産大臣に対し、心から御冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

さて、安倍総理は、今国会の冒頭、施政方針演説の中で、戦後の日本の繁栄を支え、頑張ってきた方々の老後に不安が生じないようにするこ

を

とが私の大きな責務であります、そして、社会保険庁については、規律の回復と事業の効率化を図るため、非公務員型の新法人の設立など、廃止・解体六分割を断行しますと主張されました。

過去、社会保険庁において、年金の業務外閲覧や、納付率の見せ掛け上の引上げを目的とした年金保険料の不正免除など、規律・遵法意識を全く欠いた不正行為が横行したことは記憶に新しいところでございます。民間出身の村瀬長官の下、改革が進められていますけれども、年金制度を再構築し、国民の信頼を回復するためには、更に法的な対応が必要との認識が高まり、今回の法案提出に至ったものと承知しております。

それでは、社会保険庁関連法案の質疑に入る前に、五千万件に及ぶ公的年金の納付記録の問題に関して総理の姿勢を確認させていただきます。

まず、これらの記録は消えた記録ではなく、平成九年に基礎年金番号を一人一番号に統合する作業の過程で、いまだ統合が完了していないもので、その記録はしっかりと社会保険庁に残されていることを確認させていただきます。いずれにしても、未統合の量が多過ぎることは事実で、これができるだけ早くなくすことが必要でございます。総理は、社会保険庁が一年以内に五千万件すべての名寄せを完了させることを明言されました。特に、現在の年金受給権者約三千万人全員を対象に、早急に問題のある年金記録をすべて再調査し、その調査結果により本人を特定し、統合漏れの可能性がある旨を本人に通知すること、また本人の申告に基づき年金記録の不足分を検証する際、領収書がなくても、あらゆる手段を講じて不足金額を確認し、その全額を支払うことを固く約束されました。

さらに、与党としては、国民が受け取るべき年金に関して、現行制度では五年の時効が適用されますが、時効を適用しないようにする弁済策を議員立法で行います。私たちは、年金をもらう人が、もらうべき年金を確実に受け取れるように、

行政とともにあらゆる政策を尽くしてまいります。

総理を先頭に、与党、行政が一体となって真正面からこの問題を受け止め、万全の対策を進めていることを分かりやすく国民の皆様にご説明いた

さす。社会保険庁関連法案について伺いします。

まず、日本年金機構法案ですが、これは安倍総理が言われる、社会保険庁を六つに解体し、年金の運営体制を再構築するものです。

これまで社会保険庁の職員が不祥事を重ねてきたことへの反省から、職員は非公務員とし、勤務形態も民間的なものになります。また、新設の年金新法人は、職員の採用に当たって第三者機関による審査を経るものとされ、審査には人事管理の学識経験者などの意見を聴いた上で採否が決定されます。現在の社会保険庁職員はいつたん退職し、新法人に採用されます。また、民間からも多くの職員が新規に採用されることになりました。

そこで、新法人の職員の採用に関してどのような方針で行うお考えなのか、また、民間採用を含めた具体的な人員体制についても御認識をお伺いいたします。

新法人は、年金の徴収、給付、記録管理などの業務をできる限り民間会社アウトソーシングすることになっていきます。業務の効率化という観点から積極的に進めていた点については考えますけれども、国民すべてにかかわる年金業務だけに、個人情報等の管理には最大限の慎重を期すべきと考えます。民間委託を進める中で、情報管理をしっかりと担保していく方策についてのお考えをお伺いいたします。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について伺います。

この法案は、年金にかかわる様々なサービスを向上させ、保険料徴収面の手続上の簡素化、多様

化による納めやすい環境をつくることが主眼になっていきます。既にコンビニやインターネットを通じた年金保険料の納付が始められています。今回、クレジットカードによる納付を認め、労働保険との徴収事務の一元化や国民健康保険との連携を進めるなどの措置が図られることになりました。

年金の納付率は平成十七年度実績で六七％と、十年前までの約八五％と比べ、依然大きな差があります。今回の徴収面での工夫により、具体的にどういった効果が期待できるのか、また、今年度末の八〇％という納付率目標は本当に達成可能なのか、御認識をお伺いいたします。

かつて、ずさんだった年金保険料の使用に関しては、厳格に見直されることになりました。この法案では、必要性の精査が厳しく行われ、その使途を年金教育・広報、年金担保融資などに限定しています。また、安易な随意契約を見直し、競争入札を拡大することになっています。

当然の措置ですが、一方で、国民生活に深くかわる社会保険病院の整理などについては、地域に配慮した対応が求められます。地域において医師不足や病院の統廃合が進む中、地域医療の空洞化は何としても避けなければなりません。まじめに地域住民の医療にかかわっている病院長、看護部長からは、先行き不透明な状況の中で、職員の採用にも支障を来しているとの訴えが届いております。社会保険病院の扱いについて、御認識をお伺いいたします。

古代から、日本人は、お年寄りを尊敬し、慈しみ、また困った人がいればみんなで助け合うというふうな、世代間の扶助の精神に富んだ民族でありました。公的年金は、こうした日本人の精神構造を制度化したものであります。

日本で初めて公的年金を意識的に制度化した人物として、保科正之のことが月刊自由民主六月号に紹介されています。この人は徳川家康の孫で、初代会津藩主として民政第一を掲げ、様々な重要

政策を断行しています。特筆されるのが、社会の法と言われるものです。高値で農民からお米を買い上げて藩の倉に蓄え、一定の年齢に達した領民には、生涯お米を不足なく与えました。これにより、独り暮らしのお年寄りでも飢えることなく長生きできたといえます。

政府におかれては、こうした偉大な先達と根本思想を同じくする公的年金制度について、国民、特に若者に対して理解を深めてもらい、その有利性を分かりやすく説明する努力をお願いいたします。

今回の制度改革などを通して、国民の皆さんすべてに安心と安定の老後が保障されることを祈念して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣安倍晋三君 清水嘉子議員にお答えをいたします。

年金記録問題についてお尋ねがありました。長年まじめに保険料を納めてきたにもかかわらず年金がきちんと給付されないという理不尽なことは、絶対にあってはなりません。このため、国民の視点に立つて、できる限り速やかに、かつ、行うべきことはすべて行い、国民の不安の解消に最善を尽くしてまいります。

具体的には、第一に、基礎年金番号に統合されていない五千万件の年金記録につきましては、今後一年間で被保険者及び年金受給者の記録との突き合わせを行い、同一人の可能性がある方には、その旨と各人の加入履歴をお知らせをし、年金記録の確認をしていただくこととしております。もちろん、現在既に自分の記録に不安や疑問がある方々については直ちに対応いたします。そのため、二十四時間、土、日も通じる全国統一番号による電話相談等の相談体制の拡充を速やかに行います。

第二に、記録の訂正に際して領収書等の証拠がない方については、第三者委員会を設置をし、そして、社会保険庁の判断だけに任せることなく、

申し立てた方のお気持ちに立ちながら公正に判断する仕組みを設けます。また、その際には、元の雇用主の証言等により社会通念に照らして事実と認められるものは認めるなど、適切に対応してまいります。

第三に、記録の訂正に伴って年金額が増額されたにもかかわらず、時効により金額がもらえないということがあつてはなりません。与党提案の特別立法に基づき、すべての方に正しい年金額を全額速やかにお支払いいたします。

このほか、社会保険庁のマイクロフィルムの記録や市町村の記録とオンライン記録との突合調査を行うなど、万全の対策を講じてまいります。

また、社会保険庁の年金記録に関する問題については、平成八年の基礎年金番号導入に当たつての設計段階から今日に至るまで、すべての社会保険庁長官を含め関係者には大きな責任があると考へており、私としても大きな責任を感じております。

このため、今回の問題の発生の原因や責任の所在について、厚生労働省以外の省庁において有識者から成る検証委員会を設置をし、しっかりと調査、検証していただき、その結果を明らかにしてまいります。さらに、こうした問題が二度と生じないようするためにも、御提案申し上げている法案に基づき、社会保険庁の廃止・解体六分割を実現してまいります。

新組織の職員の採用についてお尋ねがありました。

私は、国民の視点に立つた抜本的な社会保険庁改革を断行する考えであり、新組織の職員の採用に関しても、社会保険庁の職員をただ漫然と新組織に移すようなことはいたしません。第三者機関において一人一人厳正に審査することといたします。また、新組織にふさわしい意欲と能力がある人材は民間からも積極的に採用して、こういう新しい血を入れることにより、これまでの職場体質

を刷新をし、真に国民の信頼を得られる新組織を実現してまいります。

年金個人情報保護の保護についてお尋ねがありました。

日本年金機構については民間企業への外部委託を徹底することといたしておりますが、受託業者には、関係法律において、情報の漏えい、不正利用禁止や安全確保措置が義務付けられることに加え、本法案により役職員に守秘義務を課し、これを罰則で担保しております。さらに、運用面においても、受託業者への立入検査を実施するとともに、監視、監督の厳格化を図り、年金個人情報保護の徹底に万全を期してまいります。

国民年金保険料の収納対策についてお尋ねがありました。

国民年金保険料の納付率の向上は、負担の公平という観点から極めて重要な課題であります。本法案は、クレジットカードによる保険料納付の導入により、従来に増して保険料を納めやすい環境を整備するとともに、保険料未納者との接触の機会を増やすこと等により、納付率の向上に資するものであると考えております。

納付率については、現状において目標との差が大いことは承知をしておりますが、被保険者の態様に応じたきめ細かな対策に全力を尽くし、目標の達成に向けて引き続き最大限努力することが必要と考えております。

社会保険病院についてお尋ねがありました。

社会保険病院については、平成十七年度以降、施設整備に保険料を投入しないこととし、今後、整理合理化を進めることとしております。整理合理化に当たっては、地域の医療体制を損なうことのないよう、病院が現に地域において果たしている役割をどのように維持していくかを念頭に置きながら、厚生労働省において適切に整理合理化計画を取りまとめさせます。

(拍手)

○議長(馬千景君) 山根隆治君。

(山根隆治君登壇、拍手)

○山根隆治君 民主党の山根隆治であります。

私は、冒頭、松岡農林水産大臣の御冥福を心よりお祈りを申し上げます。

さて、大臣死去の報に接し、政府高官が様々な発言をなさつておられます。その中で、私には看過できないものがあります。

農林水産省所管の緑資源機構による官製談合事件について、東京地検特捜部の強制捜査が始まっていることは周知の事実であります。

自殺した松岡農相が関連法人から献金を受け取つていた問題を指摘されていることに、安倍首相は二十八日夕刻、記者団に対し、本人の名誉のために言うが、捜査当局から松岡農相の取調べを行った事実はないし、これから行う予定もないという発言があつたと承知しているとコメントをされました。これは、捜査中の刑事事件について総理大臣が捜査情報を捜査当局の発言を引用する形で意図的に暴露したというゆゆしき事態であります。また、長勢法務大臣は二十九日午前の閣議後の記者会見で、松岡農相への直接の捜査があつたという話は聞いていないと語るなど、意図的な情報漏えいが行われております。

一国の首相が国民の前で取つた言動は、動揺していたからとか、軽率だったで済むものではありません。今回の発言が公務員の守秘義務に違反するのは明らかであります。と同時に、法の下の平等を踏みにじる暴挙であります。総理の御見解をお伺いをいたします。

それでは、ただいま議題となりました年金関連法案について、民主党・新緑風会を代表し、国民の心の底からの怒りを代弁する形で質問をいたします。

安倍総理は、美しい国を政治目標に掲げ、戦後レジームからの脱却を主張されています。これは、小泉内閣で顕著となつた国民の間の格差拡大や閉塞感を、こそくにナショナリズムを高揚させ

ることで覆い隠そうとする隠微い策そのものに見えてなりません。安倍内閣の国民生活無視と強権主義は、今回の法案の衆議院における強行採決により、一層あらわになりました。

公的年金制度は、国民の老後の暮らしを支える世代間の支え合いであります。そして、制度を運営する国に対する揺るぎない信頼感があつてこそ、これは初めて成立するものであります。ところが、その年金の支給漏れという重大なミスを目の前に突き付けられているのに、なぜ法案の成立を急ぐのか。やみくもに本法案の成立を強行しようとする安倍内閣の姿勢を厳しく批判しつつ、柳澤厚生労働大臣ほか関係大臣に質問をいたします。

国民の年金制度に対する信頼が根底から揺るがされています。申すまでもなく、五千万件以上に及ぶ消えた年金納付記録の問題であります。せっかく納めた年金保険料が、いざ受給年齢になったときに、社会保険庁のミスによって、年金の受給額が減るばかりか、場合によっては二十五年の最低加入期間を満たさないとして年金が支給されなくなるおそれがあるという問題であります。

先日の党首討論で、我が党の小沢代表の質疑に対し、安倍総理の答弁は責任逃れに終始をしておりました。歴代の社会保険庁長官やすべての関係者という表現をもつてその責任について他人事のように言及されていることは、一国の総理としての潔さに欠けてはいないでしょうか。

メールマガジンの中で総理は、社会保険庁による不祥事が国民の信頼を失墜させたことに私は激しい憤りを感じましたと書かれていますが、本末転倒ではありませんか。国民は、最終責任者であるあなたに責任を求めているのであります。これでは、国民の怒りにたじろぎ、部下に責任を負わせて自ら保身に走るような指導者そのものの姿ではありませんか。

自由民主党の総裁、そして内閣総理大臣という国家の最高権力者に位置する者は、おいしい果実

やまばゆい光だけを享受するのではなく、過去からの重い荷物も背負い、時に不条理を受け入れ、暗いやみの中を独り歩く覚悟や勇気が必要であります。また、テレビ中継された党首討論の場では、野党席からのやじに何度か過敏に反応してしまふ総理の姿に、国民は、この方に国を任せていて大丈夫なのだろうかという疑念を抱きました。総理、あなたの学ばれた帝王学に基づきまして、御自身の御所見をお聞かせいただきたいと思っています。

具体的なお尋ねをいたします。

このような膨大な未処理記録がなぜ発生したのか、責任の所在はどこにあるのか、担当大臣としての厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、保険料を納付した事実があると申告した国民に対し、社会保険事務所がこれまで証拠がないとして門前払いしてきたのは言語道断であります。そもそも三十年以上前の昔の領収書を保存しておけるというのは、およそ非現実的な話であります。

民主党は、衆議院において、実際に消えた年金の被害に遭って苦勞している方々の実態を具体的に示し、早急に対応策を講ずるよう求めました。そもそも、正当な権利に基づく裁定がなされていない段階で消滅時効が完成するということは、論理矛盾であります。我が党はいち早く、領収書以外でも保険料の納付の事実を証明できるようにするなどの方針を出してまいりました。一年以上に及び民主党が粘り強く追及しなければ対応策が政府から出てこなかったというのは、全く情けない限りであります。

政府・与党の対応策で問題なのは、相変わらずの申請主義、つまり国民からの訴えがない限り被害は救済されないことでもあります。より多くもらえる権利があるのにそのことに気付いていない潜在的被害者はどうやって救済するのですか。一方、訴えがあり、今まで申請に基づき訂正された方は一体何人を数えますか。消えた年金がこれら

の対応策で果たして確実に戻りますか。

さらに、一年以内で調査すると総理は言われましたが、単純計算しただけでも、五千万件の確認作業には一日十七万件の処理が求められます。職員を削減しながら、本当にそのようなことが可能なのであるでしょうか。もしそれが果たせなかったときの責任は、国民の前に、テレビの前でもはっきり約束された総理御自身が負うことになるのは当然だと思いますが、総理の御見解を改めて伺っておきます。

また、社会保険庁の記録と市町村の保有する記録を突合するとしていますが、既に保険料納付記録を廃棄した市町村が三百近くもあるとされています。なぜ、記録を保管している市町村がある一方で、これを廃棄してしまった市町村があるのですか。また、市町村の記録が廃棄されたものについては突合は不可能ではないでしょうか。社会保険庁側、被害者双方に記録や証拠がない場合の取扱いについての手続をできる限り早く策定するとしていますが、いつまでに策定されるのでしょうか、お伺いします。

さらに、対応策の出し方にも疑問があります。なぜ与党の議員立法なのでしょうか。政府が責任を認めるならば、当然内閣から法案を提出すべきであります。総理は閣法では時間が掛かると党首討論で答えていますが、これでは余りに無責任ではありませんか。これらについて厚生労働大臣の見解を求めます。

当初、対応策を法案として国会に提出するのは秋の臨時国会と言われていましたが、世論調査での内閣支持率急落に慌てたのか、急遽今国会に提出することになったと伝えられています。いかに選挙目当ての場合だと一言わざるを得ず、お粗末の極みであります。

我々民主党は、消えた年金問題を解決し、国民に安心をもたらすため、衆議院において年金信託回復三法案、すなわち歳入庁設置法案、年金保険料流用禁止法案、年金記録被害者救済法案を提出

をいたしました。これこそ、年金制度への国民の信頼を取り戻し、安心、安定の年金制度づくりに必要なものであります。しかしながら、この三法は衆議院厚生労働委員会に棚上げ状態であり、審議もされておられません。それにもかかわらず、年金機構法案のみ強行採決し、付け焼き刃でほとんど対象者のいない年金特例法案のみを職権で審議しました。私たちは、内容の充実した年金記録被害者救済法を提出しております。なぜ、与党は積極的に衆議院で審議に応じなかったのでしょうか。理解不能であります。

社会保険庁がいかにでたらめですんな仕事をしてきたのか。保険料による無駄な箱物や職員宿舍の建設、公用車やゴルフボール等の物品購入、また監修料事件や事務機器をめぐる贈収賄事件、さらには、昨年発覚した不正免除事件等々を国民は忘れてはいません。

このような途方もない失態に対し、厚生労働大臣や厚生労働省の幹部はだれか責任を取りましたか。渡辺行政改革担当大臣は、歴代の幹部職員の問題をどうお考えでありますか。また、これに関し渡辺大臣は、歴代の社会保険庁長官の退職金を返還させると発言したと伝えられています。法律上の根拠はどこに置かれるのか、お伺いをいたします。

今回の法案について政府は、社会保険庁を分割、解体し、公法人の日本年金機構をつくるのだと強調します。つまり、職員を公務員でなく民間人にするというわけでありますが、職員の給与はこれまでどおり国費で賄われるものであり、実体上は公務員組織と言えます。これでは単なる看板の掛け替えにすぎないではないでしょうか。しかも、形式上、非公営職員組織としたことから大きな問題が指摘されています。つまり、日本年金機構には国会の直接的統制が及ばなくなることで、機構から業務委託先の民間企業に対する天下りに法的規制ができないこと、公務員の場合より給与が高くなるおそれがあることなどあります。

これでは、正に解体とは名ばかりで、実際のところ焼け太り以外の何物でもありません。これらの問題について、厚生労働大臣は反論できますか、お伺いいたします。

とりわけ問題なのは、政府案で年金保険料の無駄遣いが本当になくなるのかということでもあります。確かに、年金保険料を福祉事業に充てることが削除しましたが、その代わりに、年金相談や教育、情報提供などの事業費に充てることが盛り込まれました。これでは、またぞろ全国各地に年金相談センターなどの施設を造ることになることが懸念されます。本来、年金保険料は年金の給付にのみ充てらるべきであります。保険料無駄遣いの抜け道にならないのかどうか、厚生労働大臣、お答えください。

歳入庁構想に関して伺います。税と社会保険料を一体的に取り扱う徴収機関は、英国、スウェーデンを始め、先進諸国に実例があるにもかかわらず、財務大臣は我が党の歳入庁構想に否定的な見解を述べておられます。財務大臣に改めてその理由をお尋ねをいたします。

政府案にははかにも多くの問題点があります。社会保険庁の職員は第三者機関で審査した上で年金機構への採用を決めるとのことですが、この際、大幅な人員削減を行うとされております。つまり、政府自身が生首を切ることになるわけでありますが、どのような基準をもつて行うのか、職員の士気をどのように保とうとされるのか、お伺いします。

さらに、職員の引継ぎ規定を設けないことは国家公務員法に抵触しないのか、職員の雇用確保に万全を期すべしというこれまでの累次の国会決議との整合性はどうか、渡辺行政改革担当大臣にお伺いをいたします。

また、政府の言う六分割により、消えた年金記録の責任の所在があいまいになることや、調査、救済の実施体制が確保できなくなるおそれがあるのではないかと、国会の統制の届かない非公営員組

織とすることで問題の幕引きを図ろうとしているのではないか、厚生労働大臣の答弁を求めます。

さらに、国民年金保険料滞納者に対し、市町村は国民健康保険の短期被保険者証を発行することができるとされ、協力してくれる市町村には財政上の配慮をしようといわれています。一体、国民の命綱である国民健康保険制度で懲罰的措置を課すことが許されるのでしょうか。国民健康保険の保険料納付率まで低下するとの地方自治体の懸念にはどうこたえるのでありましようか。こうした措置は導入すべきではありません。厚生労働大臣の見解を求めます。

年金問題に対する国民の怒りは、消えた年金問題の浮上でこれまでになく高まっております。国民の疑問にこたえないまま政府案の成立を強行すべきではありません。安倍内閣が本当に年金制度への信頼を取り戻そうとするのであれば、民主党が提出した三法案に真摯に向かうべきであります。民主党案を熟読玩味すれば、どちらが国民のためになる提案なのかは一目瞭然であります。自民党、公明党の言う百年安心の年金改革は、実のところは一日も安心できない年金改革でありました。与党の皆さんは、今改めて国民の前に謝罪すべきではありませんか。

○議長(扇千景君) 山根君、時間が超過しております。簡単に願います。

○山根隆治君(統) それとも、三年前の保険料値上げ、給付削減のあの年金改革は、今でも百年安心なのだと強弁できるのですか。厚生労働大臣に伺います。

七月には、天下分け目の参議院選挙が行われます。民主党は、与党を完膚なきまでに打ち負かし、一日も早く政権交代を実現いたします。私たちの断固たる決意を表明して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 山根議員にお答え

平成十九年六月四日 参議院会議録第三十二号

をいたします。

松岡大臣逝去に関する私と法務大臣の記者団へのコメントについてお尋ねがありました。

私どものコメントは、東京地方検察庁において行われた検察庁幹部による記者への発言、すなわち公表された事実と一致したものにすぎません。したがって、捜査に立ち入るようなものではなく、漏えい云々との御指摘はおおよそ見当を得ないものであります。

先日の党首討論での私の答弁等に関連して、私に年金記録の問題について責任逃れをしようとしているのではないかとのお尋ねがありました。

先日の党首討論をあらためて振り返ると、御存じかと思いますが、私は、年金記録の問題に関して、政府のトップは私である以上、その責任はすべて私が背負っているという明確に申し上げております。また、昨日の街頭演説で申し上げたように、政府の責任者として国民の皆様は大変申し訳ないの思いでございます。この認識の下で、私はこの問題に対して具体的にどのような対策を講じていくか考えているか、御説明させていただきます。そして、そうした具体策を責任を持って行っていくと断言をしたわけでございます。

国民の不安が高まる中で、今求められていることは非難の応酬に終始することではありません。互いに具体的な案を示しながら、真に国民のためになる対策をつくり上げ、それを速やかに実行に移すことである。私は、正にその具体策を先般の党首討論の場においてお示しした次第でございます。今後とも、政治を停滞させることなく、やるべきことをしっかりと実行しながら、国民の負担にこたえてまいります。それこそが政権を担う責任感であると考えております。

年金記録問題についてお尋ねがありました。基礎年金番号に統合されていない五千万件の年金記録につきましては、今後一年間で被保険者及び年金受給者の記録との突き合わせを行い、同一人の可能性がある方にはその旨と各人の加入履歴

をお知らせをし、年金記録の確認をしていただくこととしております。なお、その際には適切なシステム開発を行うこと等により、定員の合理化を図りながらも着実に実施してまいります。こうした方法を始めとして、年金記録の統合を進めるとともに、国民の皆様には社会保険庁への積極的な問い合わせをお願いしていくことにより万全を期してまいります。

なお、年金記録の訂正は、年金の裁定時に加え、年金相談など様々な機会をとらえて行われることから、それを人数として把握はしております。年金記録相談の特別強化体制において昨年末までに御本人の証拠書類により記録の訂正を行った件数は五十五件と聞いております。

いづれにいたしましても、政府としては、国民の視点に立つて、できる限り速やかに、かつ行うべきことはすべて行い、責任を持って国民の不安の解消に最善を尽くしてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 山根議員にお答え申し上げます。

最初に、年金記録の未統合の問題の経緯等についてお尋ねがありました。

基礎年金番号に統合されていない年金記録が残っておりますのは、平成九年にすべての制度を通じて一元的に記録を管理するため基礎年金番号を導入することとしたためですが、その際、現に受給しているかあるいは加入している国民年金、厚生年金、船員保険及び共済組合の記号番号に基礎年金番号を付番いたしました。このため、転職などをする間に過去に加入していた年金の記号番号がそのまま残存し、その後、統合の努力をいたしました。今なお五千万件の記号番号が未統合となっております。

この間、十年間の期間が経過しているにもかかわらず、このように統合の進捗状況はかばかし

くないことについては、当初の制度設計の詰めが不十分であったこととともに、年金事業を運営する当局として大きな責任があると考えております。

この上は、総理の御指示に従い、今後一年間で五千万件の記録と年金受給者、被保険者の方すべての記録との名寄せを完了させた上で、該当する可能性のある方々に対して、各人の加入履歴を送りし確認を求めることにより、記録の統合に全力を傾けてまいります。

次に、社会保険庁の保有する記録と市町村の保有する記録との突合についてお尋ねがございました。

市町村が国民年金保険料の収納業務を行っていた時期に備え付けていた国民年金被保険者名簿は、国民年金法に基づき社会保険庁が保管する国民年金原簿とは異なり、市町村が収納業務を遂行するに当たって納付状況を管理するための当座の帳簿として備え付けていたものでございます。

平成十四年四月、国民年金保険料の収納業務が社会保険庁に移管されたことに伴いその用途が廃止され、市町村に国民年金被保険者名簿の保存、管理の義務がなくなりました。そのため、その後、各市町村の判断によりこれを廃棄したところもあると承知をいたしております。

今回、未統合記録の把握の徹底のためオンライン記録の確認を行うこととしておりますが、これは必ずしも市町村の国民年金被保険者名簿と突合する必要があるものではなく、基本は、社会保険庁のマイクروفイルムや紙台帳との突合を行い、補完的に市町村の国民年金被保険者名簿と突合するものであります。現在、市町村には国民年金被保険者名簿の保存をお願いし、補完資料としてできる限り利用させていただくこととしていただいております。

保険料の納付に関する記録や証拠がない場合の取扱いについてお尋ねがありました。

政府としての基本的な姿勢は、領収書等がない

趣旨説明)

場合であっても、はじめに保険料を払っていた方々の気持ちに立つて、お話を丁寧にお伺いしながら、様々な資料に基づいて納付があったと認められる場合には記録の訂正を行うという姿勢で臨むことであります。

このため、年金記録の訂正の可否の判断に当たっては、社会保険庁だけの判断によるのではなく、外部の有識者等から成る第三者委員会を設置し、そこで御本人の申立てを十分に酌み取っていただいた上で公正な判断が行われる仕組みを設け、適切な対応を期することとしたしております。現在、こうした趣旨を踏まえて、具体的な委員の人选や個別の事案について検討していただく際の手続等の詳細について検討を進めており、今月中に第三者委員会を設置したいと考えております。

次に、時効特例法案についてのお尋ねがありました。

年金記録の訂正に伴って年金額が増額された場合、消滅時効により五年以上さかのぼっては給付することができないという問題がございます。この消滅時効を行政側が主張することについては、その主張が信義則に反して許されない場合もあるが、それは極めて例外的というのが判例の考え方であり、行政上の運用だけで多くの方の権利回復を図ることは難しいのでございます。

この問題の解決は、国民生活にとって大きな影響があり、特に年金受給者には高齢者の方が多いことから、緊急を要する課題であります。このため、今般、こうした事情を総合的に勘案し、与党が特別の立法措置を講ずるとの決断をされたものと承知しており、その内容については、政府といたしましても、必要な協力をいたしたところでございます。

次に、非公務員型の公法人の性格についてのお尋ねがありました。

第一に、日本年金機構と国会との関係については、その業務等について、厚生労働大臣が直接的

に管理運営責任を負うため、引き続き国会の監視を受けることにより変わりがありません。

第二は、機構から業務委託先に対する天下りについて、幹部職員に早期退職勧奨の慣行がある中央省庁とは異なり、はじめに働く職員はそれぞれの能力に応じて定年まで勤務できるようにすることによって、機構が押し付け的な天下りをする必要がないこととなると考えております。また、機構の発注契約について、競争入札や企画競争入札を原則とし、その業務の透明性を高めることにより、不明朗な天下りの土壌が生じないこととなると考えております。

第三に、機構の職員の給与総額につきまして、国からの交付金が国の予算で決められることから、その時点における公務員の給与水準などを参照しながら、適正に算定するものと考えております。

このようなことから、非公務員型の公法人になることで改革に逆行になるとの批判は当たらないと考えております。

年金保険料の無駄遣いがなくなるのではないのかとお尋ねがありました。

政府におきましては、平成十六年三月の与党合意を踏まえ、年金保険料は、年金給付及び年金給付に関連する年金相談等の事業費や事務費以外には充てないという考え方で対処いたしております。

今回の法案では、御批判のあった必要な施設をすることができ、旨の規定を廃止した上で、事業の範囲を限定し、年金相談、年金教育及び広報、情報提供など、真に必要なものを法案に限定的に列挙をいたしております。これにより、厚生年金会館等の施設は今後造られないことが法律上も明らかにしております。

また、年金事務費のうち、適用、徴収、給付など保険事業の運営に直接かわる経費は年金給付と密接不可分なコストであり、受益と負担の明確化という観点からも、保険料を充てることとする

ものであります。これは、他の公的保険や諸外国の例から見ても妥当なものと考えます。

重要なことは無駄遣いをしないことであり、毎年度の予算を精査するとともに、調達に当たっても調達委員会により厳格な審査を行うなど、無駄の排除を徹底してまいります。また、今後、年金保険料の使途が国民の目に明らかにできるよう、ホームページで予算を公表してまいります。

日本年金機構の設立後における年金記録の調査、救済に関する責任についてのお尋ねがありました。

日本年金機構の設立後におきましても、国が公的年金の財政責任、管理運営責任を担うこととなっております。したがって、今回の年金記録問題への対応については、機構の設立後においても国が責任を持って対処する考えであり、機構設立により幕引きを図るなどということは毛頭考えておりません。

国民年金保険料の未納者に対する国民健康保険の短期被保険者証の発行についてのお尋ねがございました。

国民健康保険の短期被保険者証は、通常の被保険者証と比較して何ら受診の際のサービスが異なるものではなく、有効期間の短い被保険者証の発行を通じて市町村が保険料未納者との接点の機会を増やし、市町村の窓口で保険料納付などを直接働き掛けることを目的として設けられたものでございます。

今回の措置は、このような国民健康保険の短期被保険者証の機能に着目し、これと同様に、国民年金保険料の未納者に対しても市町村が接触して保険料納付を直接働き掛け、又は免除の案内により年金受給権の確保につなげることを目的として実施するものであります。したがって、今般の措置が国民健康保険の保険料の納付に影響を及ぼすことではないと考えております。

最後に、年金制度の持続可能性についてのお尋ねがありました。

年金制度につきましては、平成十六年の制度改正におきまして、長期的な給付と負担の均衡を確保し、制度を持続可能なものとするための見直しを行ったところでございます。また、本年二月に発表した暫定試算では、昨年末に公表された新人口推計の中間推計や近年の経済動向を織り込むと、全体として年金財政が好転しており、最終的な所得代替率は五一・六％と見通されたところでございます。

なお、年金記録の問題については、総理の御指示に基づき、政府、与党一体となって包括的かつ徹底的な対応を行い、国民の年金事業運営に対する信頼の回復を確保してまいらる決意でございます。

年金財政につきましては、法律の規定に基づき、平成二十一年度までにしっかりと正規の財政検証を行うなど、国民の老後生活等の安心の確保に最善を尽くしてまいります。

以上でございます。(拍手)

(「国務大臣渡辺喜美君登壇、拍手」)

○国務大臣(渡辺喜美君) 歴代幹部職員の責任問題についてのお尋ねがございました。

今回の改革で最も重要なことのひとつは、かつての社会保険庁に見られたような無駄遣いは絶対にさせないということであり、そのための取組を徹底し、社会保険庁を抜本的に改革することにより、責任を果たすべきだと考えております。

また、総理も答弁申し上げておられるとおり、社会保険庁の年金記録問題については、基礎年金番号導入に当たっての設計段階から今日に至るまで、社会保険庁長官を含め、すべての関係者には大きな責任があると考えております。そこで、この問題に関する有識者から成る委員会を設けると承知しており、その場においてしっかりと調査、検証を行っていくことが重要であります。そして、具体的な責任の取り方の一例として、自主的な退職金の返納についても言及をいたしました。まずは、有識者委員会において事実関係を精査するこ

とが前提になると考えております。
次に、社会保険庁職員の雇用についてのお尋ねでございます。

私は、総理の指示により、日本年金機構の業務委託の推進と職員の採用に関する基本計画を定める際の学識経験者からの意見聴取について担当することになっております。様々なしがらみにとらわれることなく、国民の目線で、公的年金に対する国民の信頼を回復するため全力で取り組んでまいります。

次に、日本年金機構設立に際しての社会保険庁の職員の雇用についてのお尋ねでございます。私は、直接の所管ではございませんが、お答えいたします。

まず、職員の引継ぎ規定を設けるかどうかについては、国家公務員法との関係の問題ではなく、政策判断の問題であります。本法案の制度設計に当たり、厚生労働大臣が適切に判断されたものと理解しております。また、具体的職員の採用に関しては、日本年金機構の設立委員が職員採用審査会の意見を聴いて、厳正な審査の上、決定する仕組みとなっております。新組織の職員としてふさわしくない者が、そのまま漫然と採用されることはないと考えております。

累次の国会決議との整合性についての御指摘は、どの決議を念頭に置かれているのか直ちに判断とはいたしません。社会保険庁職員の雇用については、国家公務員法や判例を踏まえ、任命権者である社会保険庁長官が適切に対応されるべきものと承知をいたしております。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇、拍手)

○国務大臣(尾身幸次君) 山根議員からの御質問にお答えいたします。

民主党の歳入庁構想案についてのお尋ねがありました。

国民年金は、滞納額が平均約二十万円と少額多数の債権であり、自主的な納付に結びつけることが基本であります。他方、国税は一千万円超の滞

納が滞納額全体の約六割を占めており、大口悪質な案件に重点を置いて対応をしているところであります。また、自営業者等の国民年金第一号被保険者約二千二百万人のうち、所得税を申告している者は約三百五十万人にとどまっております。したがって、全体として見れば国民年金と国税の徴収対象は大きく異なっていることを御理解いただきたいと思います。こうしたことから、民主党の歳入庁構想案では、収納率の向上や徴収の効率化に必ずしもつながらないと考えております。

さらに、政府といたしましては、民主党案は様々な問題が生じた社会保険庁を公務員組織のまま温存するということがかねないという問題があると考えております。

政府の社会保険庁改革法案におきましては、新たに非公務員型の新法人を設立いたします。さらに、総理の御指示を踏まえ、特に悪質な滞納者については、厚生労働大臣から委託を受けて国税庁が強制徴収を行う道も開かれているところであります。(拍手)

○議長(扇千景君) 浮島とも子君。

(浮島とも子君登壇、拍手)

○浮島とも子君 公明党の浮島とも子です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました社会保険庁関連二法案について、安倍内閣総理大臣に質問をいたします。

まず、質問に入らせていただく前に、先週お亡くなりになりました松岡農林水産大臣に心から御冥福をお祈り申し上げます。

まず、公的年金制度の運営に対する国の責任について伺いをいたします。

我が国の年金制度は、二十歳以上、すべての国民を加入対象とする国民皆年金制度であり、世代を超えた支え合いの仕組みです。平成十六年度の年金制度改革では、百年安心の年金のために、給付と負担のバランスを均衡させる改革を行いました

た。しかし、その中で社会保険庁について様々な不祥事や業務運営の問題が明らかになり、当時の坂口厚生労働大臣のいわゆる坂口試案を基に、抜本的に改革する検討が開始されました。公明党は、平成十七年五月に党としての提言をまとめ、改革を一貫して推進してまいりました。年金制度に対する国民の安心、信頼を確保するためには、まず、制度が将来にわたって持続可能であること、そして、制度を運営する組織が国民から信頼されること、この二つが車の両輪です。この二つの条件にこたえるべく、我々野党の改革方針に従い、本法案が取りまとめられました。

まず、社会保険庁を解体し、国が公的年金制度の運営に責任を持ちます。そして、具体的な運営の業務は新たに設立する非公務員型の公法人、日本年金機構に担わせます。この法人化で国の責任があいまいになるのではないかと、様々な問題が解決されずに残るのではないかと御指摘もございましたが、本法案では、今後とも一貫して国の責任で公的年金の管理運営を行うことが明確となっており、社会保険庁について明らかとなった問題を一掃できる改革案となっております。

そこで、日本年金機構の設立後において、国はどのように公的年金制度の運営に対する責任を果たしていくのか、伺いをいたします。

次に、年金記録の問題について伺いをいたします。

この問題では、様々な思惑とともに様々な数字が飛び交い、国民の年金に対する信頼をおとしめていると言わざるを得ません。政治の責任とは、未来に責任を持つ政治を実現することであり、国民の不安をいたすにあらざることではなく、国民の不安を解消するものであります。

この年金記録の問題は、一人が複数持つ年金番号が一つの基礎年金番号に統合されていないことから生じております。基礎年金番号の導入は、この複数の年金番号を一人一つの基礎年金番

号に統合する制度改革でありました。この時点で統合されるべき国民年金、厚生年金等の番号は約三億件ありました。その後、基礎年金番号へと統合され続け、現在、残りが約五千万件になりました。しかし、この五千万件のうち二千八百八十万件はこれまでの年金受給者が含まれており、支給漏れなどが生じているのではないかと、これが第一の課題であります。

第二の課題は、残りの二千二百二十万件の持ち主がだれかということです。この二千二百二十万件は、まだ年金を受給されている方々のものであります。早急に記録の統合は進めなくてはなりません。

この二つの課題に対し、総理の指示により、年金記録への新対応パッケージが打ち出されました。このパッケージにより政府はどのようにこの問題に対応するおつもりか、伺いをいたします。

次に、年金記録の統合プロセスについて伺いをいたします。

この問題に対する国民の不安は主に三つあります。一つ目は、この問題がいつまでにどのように解決するのか。二つ目は、年金を納付したはずなのに、社会保険庁などに記録がなく、領収書もない場合はきちんと年金の支給が受けられるのか。三つ目は、記録の訂正がされても、給付を受けるために必要な二十五年間の期間にわずかに足りない方々はどうなるのか。公明党は、この納付期間がわずかに足りない方々に対し、一定期間さかのぼって納付することができると事後追納制度を創設すべきと考えております。

この三つの不安に対して、どのようにこたえるのか、あらゆる手段を使い、政府の対応を国民に周知徹底していくべきと考えますが、明快な御答弁を求めます。

次に、年金記録が訂正された場合の対応策について伺いをいたします。

平成十九年六月四日 参議院会議録第三十二号
日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

年金記録が訂正された場合、過去に遡及して年金給付額が変わります。しかし、現在は会計法の規定により、五年以上前については記録が訂正されても支払うことができません。我々与党は、この五年という制約を取り払うべく、年金時効特例法案を提出いたしました。この法案により、年金記録が訂正された場合、正しい年金額を全額速やかにお支払いすることができるようになると考えています。先週のクエスチョンタイムで総理は明言されたと思いますが、改めてお伺いをさせていただきます。

次に、年金記録の問題の経緯についてお伺いをいたします。

この問題は、平成八年の基礎年金番号の制度設計時に、年金番号の統合を継続的に推進し、チェックする仕組みをきちんと導入しなかった社会保障庁、厚生労働省の不作為にあります。とりわけ、当時の、元厚生大臣の菅直人大臣の責任は重大であり、糾弾されてしかるべきであると考えます。

改めて、基礎年金番号の制度設計時にこの未統合の年金記録を統合させる進行管理の仕組みがあったのかどうか、統合の経緯についてお伺いをいたします。

次に、年金記録の背景についてお伺いをいたします。(発言する者あり)

○議長(扇千景君) 静粛に願います。

○浮島とも子君(統) 社会保障庁をめぐる様々な不祥事、そして今回の年金記録問題など、社会保障庁は不祥事の百貨店とまでやゆされております。なぜそのようなってしまったのか。それは、社会保障庁という組織の無責任体制、ガバナ

ンスの欠如がすべての原因であります。特に、地方事務官制により、一つの組織であるにもかかわらず、あたかも複数の組織であるかのような体を成しております。このような組織は解体してしまふほかにはありません。そして、国民のための真のサービスの組織をつくり上げていくしかありません。その意味で、本法律案は、年金記録問題の解決のためにも必要不可欠であります。

そこで、この年金記録を始めとする様々な不祥事、問題の背景となってきた組織的原因、本法律案によりその組織的原因を根絶することができると。そして、職員団体と社会保障庁との覚書及び数多くの確認事項は平成十七年一月二十七日までにすべて破棄したとのことですが、その後、覚書や確認事項は一切ないか、改めてここで確認をいたします。明快な御答弁を求めます。

社会保障庁改革は、これまで与党が責任を持って進めてまいりました。本法律案は、社会保障庁を解体し、新たに創設する日本年金機構に業務を担わせ、すべての問題の原因であった組織を抜本的に変革する法案です。

私は、この法案の早期成立、そして更なる改革の推進を強く訴えるとともに、最後に、総理の年金に対する国民の信頼回復に向けた決意をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 浮島とも子議員にお答えをいたします。

公的年金制度の運営に対する国の責任についてのお尋ねがありました。

今回の改革案では、非公務員型の日本年金機構を設置をし、能力主義、実績主義に立つて、規律

の回復と事業の効率化を徹底することとしておりますが、併せて、公的年金制度に関する国の責任はしっかりと堅持することとしております。具体的には、国が引き続き保険者として公的年金の運営や財政に関する責任を担うとともに、機構の業務や予算については国が直接管理監督するなど、国民が信頼、安心できる公的年金制度とするための体制を実現してまいります。

五千万件の年金記録問題についてお尋ねがありました。

基礎年金番号に統合されていない五千万件の年金記録につきましては、今後一年間で被保険者及び年金受給者の記録との突き合わせを行い、同一人の可能性がある方にはその旨と各人の加入履歴をお知らせをし、年金記録の確認をしていただくこととしております。また、被保険者の方への対応については、ねんきん定期便により、三十五歳、四十五歳、五十八歳の時点において各自の加入履歴をお送りし確認を求めるとともに、毎年のお知らせにより未統合記録への注意を呼び掛け確認を求めてまいります。

年金記録の統合プロセスについてお尋ねがありました。

年金記録の統合については、国民の不安を解消するため、できる限り速やかに対応する必要があります。このため、未統合の五千万件の記録については、先ほど申し上げましたように、今後一年間で記録の突き合わせを行い、同一人の可能性のある方へ通知を行います。また、社会保障庁及び照会をされた方双方に記録、証拠がない場合の取扱いについては、第三者委員会を設置をし、社会保障庁の判断だけに任せることなく、申し立てた

方のお気持ちに立ちながら公正に判断する仕組みを設けてまいります。

なお、記録の訂正がされても給付を受けるために必要な期間を満たさない方の取扱については、記録問題を超えて年金制度そのものの在り方にかかわる事柄であり、制度論としての議論が必要であると考えております。

さらに、国民への周知については、新たに作成するチラシや年金受給者に対して年一回送付する年金振り込み通知書において年金記録の確認を呼び掛けるとともに、政府広報を始め、できる限り多くの媒体により政府の対応を分かりやすく周知、広報してまいります。

年金時効特例法案についてお尋ねがありました。

年金記録の訂正に伴って年金額が増加されたにもかかわらず、時効により金額がもらえないということがあつてはなりません。今回の特別立法によつて、年金記録が訂正された場合、すべての方に正しい年金額を全額速やかにお支払いすることが可能となります。法案が成立をした際には、その広報や周知に万全を期すとともに、申出のあつた方への丁寧で迅速な対応を徹底させます。

基礎年金番号制度設計時についてお尋ねがありました。

基礎年金番号の導入に当たっては、導入前に約三億件の記録があつた中で、所期の計画に従い基礎年金番号を国民一人一人に通知しましたが、導入直後には未統合の記録が約二億件存在しておりました。その後、他の制度等の加入歴の有無を照会する統合作業により、基礎年金番号に統合されていない記録の件数は漸次減少してきましたが、

いまだに五千万件の未統合記録があります。こうした統合方法の企画が番号導入前に十分に検討されたか、また、その後の進捗状況等を管理する対応は十分に行われていたかといった点に大いに反省すべき点があるものと考えています。

こうした今回の問題の発生原因や責任の所在については、厚生労働省以外の省庁において有識者から成る検証委員会を設置をし、しっかりと調査、検証していただき、その結果を明らかにしてまいります。

社会保険庁における問題発生の原因と職員団体との覚書等に関するお尋ねがありました。

社会保険庁におけるこれまでの様々な問題の構造的背景としては、組織体質が内向きで閉鎖的であり、適正な組織管理が不足していたという問題があったと考えております。今回の改革案は、こうした構造問題を十分踏まえた上で、その一掃を図り、真に国民の信頼を得ることができる新組織を実現しようとするものであります。

なお、職員団体との間で多数の不適切な覚書や確認事項を取り交わしていましたが、平成十七年一月までにすべてを廃棄し、その後は一切取り交わしていないと聞いております。

公的年金に対する国民の信頼回復に向けた私の決意についてお尋ねがありました。

社会保険庁においては、これまでも様々な問題を引き起こしてきましたが、今回クローズアップされた年金記録の問題は、今までも増して国民の信頼を損ねる重大な問題であります。このため、今般、この記録問題の解決に向けて、保険料を払った人にきちんと年金を給付するための一連の対策を発表しましたが、規律の回復、事業の効

率化、適正な運営を実現するためには、組織の在り方についても国民の視点に立った抜本的な解決が不可欠であります。

このため、今回の改革案では、公的年金に関する国の責任は堅持しつつ、新たに非公務員型の日本年金機構を設置するとともに、民間企業への外部委託を徹底するほか、悪質な滞納者への強制徴収を国税庁に委託するなど、廃止・解体六分割を断行いたします。また、機構の職員についても、意欲と能力がある人材を民間からも積極的に採用した上で、能力主義、実績主義を徹底させ、これまでの親方日の丸的な職場体質を一掃いたします。

今後とも、公的年金に対する国民の信頼をしっかりと確保できる抜本改革の完遂に向けて、引き続き最善を尽くす決意であります。

以上であります。(拍手)
○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

出席者は左のとおり。

議長	扇 千景君
副議長	今泉 昭君
議員	
近藤 正道君	浜田 昌良君
鰐淵 洋子君	又市 征治君
谷合 正明君	澤 雄二君
小泉 昭男君	浮島とも子君
小池 正勝君	洲上 貞雄君

渡辺 孝男君	高野 博師君	木村 仁君	中島 啓雄君
世耕 弘成君	鶴保 庸介君	山本 一太君	大野つや子君
福島みずほ君	加藤 修一君	保坂 三蔵君	矢野 哲朗君
西田 実仁君	弘友 和夫君	脇 雅史君	加納 時男君
荒木 清寛君	山口那津男君	中原 爽君	青木 幹雄君
魚住裕一郎君	風間 昶君	陣内 孝雄君	中曾根弘文君
武見 敬三君	浜四津敏子君	竹山 裕君	櫻井 新君
山下 栄一君	草川 昭三君	倉田 寛之君	島尻安伊子君
吉村剛太郎君	溝手 顕正君	尾立 源幸君	藤末 健三君
若林 正俊君	田村耕太郎君	富岡由紀夫君	松下 新平君
北川イッセイ君	河合 常則君	鈴木 陽悦君	荒井 広幸君
関口 昌一君	椎名 一保君	藤本 祐司君	足立 信也君
坂本由紀子君	末松 信介君	那谷屋正義君	白 眞勲君
中川 雅治君	二之湯 智君	下田 敦子君	小林 正夫君
野村 哲郎君	萩原 健司君	柳澤 光美君	喜納 昌吉君
岡田 直樹君	秋元 司君	主濱 了君	芝 博一君
山谷えり子君	中村 博彦君	池口 修次君	若林 秀樹君
岡田 広君	岸 宏一君	森 ゆうこ君	辻 泰弘君
田村 公平君	田浦 直君	工藤聖太郎君	櫻井 充君
岩城 光英君	佐藤 昭郎君	福山 哲郎君	浅尾慶一郎君
阿部 正俊君	岩永 浩美君	木俣 佳丈君	増子 輝彦君
鈴木 政二君	魚住 汎英君	加藤 敏幸君	北澤 俊美君
泉 信也君	景山俊太郎君	峰崎 直樹君	直嶋 正行君
市川 一朗君	狩野 安君	円 より子君	和田ひろ子君
佐藤 泰三君	田中 直紀君	山本 孝史君	小林 元君
清水嘉与子君	小野 清子君	高嶋 良充君	田名部匡省君
松田 岩夫君	沓掛 哲男君	江田 五月君	西岡 武夫君
片山虎之助君	長谷川憲正君	広中和歌子君	渡辺 秀央君
神取 忍君	松村 祥史君	山下八洲夫君	角田 義一君
田村 秀昭君	岸 信夫君	郡司 彰君	蓮 舫君
舩添 要一君	愛知 治郎君	林 久美子君	広田 一君
西島 英利君	小林 温君	小林美恵子君	島田智哉子君

大久保 勉君 前川 清成君

紙 智子君 松岡 徹君

津田弥太郎君 犬塚 直史君

水岡 俊一君 仁比 聡平君

鈴木 寛君 岩本 司君

榛葉實津也君 ズルンマルテ君

黒岩 宇洋君 大門実紀史君

井上 哲士君 羽田雄一郎君

谷 博之君 藤原 正司君

神本美恵子君 山根 隆治君

緒方 靖夫君 小池 晃君

内藤 正光君 佐藤 道夫君

朝日 俊弘君 平田 健二君

家西 悟君 吉川 春子君

市田 忠義君 小川 敏夫君

奥石 東君 築瀬 進君

伊藤 基隆君 千葉 景子君

岡崎トミ子君 大石 正光君

前田 武志君 佐藤 泰介君

柳田 稔君

國務大臣

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

國務大臣

内閣官房副長官

副大臣

厚生労働副大臣

石田 祝穂君

議長の報告事項

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

山本 保君

風間 昶君

補欠

小泉 顕雄君

木村 仁君

補欠

辻 泰弘君

前川 清成君

補欠

小池 正勝君

福島啓史郎君

川口 順子君

喜納 昌吉君

補欠

木村 仁君

小泉 顕雄君

北岡 秀二君

補欠

岩城 光英君

中島 眞人君

南野知恵子君

下田 敦子君

喜納 昌吉君

辻 泰弘君

山本 孝史君

山本 保君

農林水産委員

中島 眞人君

補欠 岩城 光英君

南野知恵子君 野村 哲郎君

岡崎トミ子君 小川 勝也君

前田 武志君 谷 博之君

山本 孝史君 松下 新平君

補欠

北岡 秀二君 松村 祥史君

補欠

川口 順子君 末松 信介君

福島啓史郎君 小池 正勝君

谷 博之君 前田 武志君

補欠

小川 勝也君 岡崎トミ子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

補欠

下田 敦子君

同日衆議院から次の議案が提出された。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律案(衆第三七号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

日本年金機構法案(閣法第七八号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第七九号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外四名提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小池晃君提出イレッサの副作用被害問題に関する質問に対する答弁書(第四二二号)

参議院議員福島みずほ君提出一九九七年六月八日のJAL七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問に対する答弁書(第四三三号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律

同日内閣から、災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「平成十九年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

同日内閣から、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法第三條の規定に基づく「平成十八年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況」に関する報告及び「平成十九年度母子家庭の母の就業支援施策」についての文書を受領した。

イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成十九年五月二十二日

小池 晃

参議院議長 扇 千景殿

イレッサの副作用被害問題に関する質問主意書

ゲフィチニブ(商品名「イレッサ」、以下「イレッサ」という。)は平成十四年七月五日に、手術不能又は再発非小細胞肺癌を適応対象とし、世界で最初に承認された抗がん剤である。販売開始直後より、急性肺障害・間質性肺炎等の重篤な副作用被害が相次ぎ、平成十八年九月末までに六百七十六人もの副作用死が報告されている。また、抗がん剤としての有効性の指標である延命効果については、これまで世界で行われた四回の第Ⅲ相臨床試験(INTERACT1、INTERACT2、ISEL、SWOG0023)において、いずれも認められなかった。さらに、承認条件として実施されたドセタキセルと比較する国内第Ⅲ相臨床試験の結果が平成十九年二月一日に報告され、イレッサが有効性においてドセタキセルに劣ることが示された。

よつて、以下質問する。

一 イレッサについて、平成十九年三月末時点(未だ集計されていないときは直近)における①累積副作用報告数、②副作用報告のうちの副作用死亡数、③累積使用患者数(実数を把握し

ていないときは推定でもよい)をそれぞれ明らかにされたい。

二 イレッサについて、年次別における①副作用死亡患者数、②累積使用患者数をそれぞれ明らかにされたい。

三 これまで日本で承認されたイレッサ以外の抗がん剤で、承認後の副作用死の報告数が多い十品目について、①一般的名称、②最初に承認された承認年月日及び同日に承認された抗がん剤の販売名、③累積副作用死亡患者数、④累積使用患者数(実数を把握していないときは推定でもよい)をそれぞれ明らかにされたい。

四 このような事実関係を踏まえ、イレッサによる急性肺障害・間質性肺炎など副作用被害の実態についての政府の見解及び抗がん剤による副作用死等を防止するための政府の対策を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小池晃君提出イレッサの副作用被害問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出イレッサの副作用被害問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、集計の作業が膨大となること等から、お答えすることは困難であるが、

厚生労働省として把握している限りでお答えすると、国内における急性肺障害又は間質性肺炎の副作用報告(厚生労働大臣等がアストラゼネカ株式会社から直接報告を受けたものに限る。以下「急性肺障害等副作用報告」という。)に係る症例及び死亡例の累積数は、それぞれ千七百九十七及び七百六である。

二について

お尋ねについては、集計の作業が膨大となること等から、お答えすることは困難であるが、厚生労働省として把握している限りでお答えすると、年次別の急性肺障害等副作用報告に係る死亡例の数は、平成十四年(七月十六日から十二月三十一日までの間に限る。)は百八十、平成十五年は二百二、平成十六年は百七十五、平成十七年は八十、平成十八年は五十一、平成十九年(一月一日から三月三十一日までの間に限る。)は十八である。

三について

お尋ねについては、集計の作業が膨大となること等から、お答えすることは困難であるが、厚生労働省として把握している限りでお答えすると、平成十六年度末日時点及び平成十七年度末日時点で我が国において承認されていた抗がん剤(ゲフィチニブを除く。)のうち、当該年度の副作用報告に係る死亡例(独立行政法人医薬品医療機器総合機構が当該抗がん剤の製造販売業者から直接報告を受けたものに限る。)の数が多い上位十品目(以下単に「上位十品目」という。)の一般的名称、最初に承認された承認年月日、同日に承認された抗がん剤の販売名及び当

該死亡例の数は、次のとおりである。

一 平成十六年度の上位十品目

- 1 テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム、平成十一年一月二十五日、ティーエスワンカプセル20及びティーエスワンカプセル25、五十
 - 2 バクリタキセル、平成九年七月二日、タキソール注、四十三
 - 3 ドセタキセル水和物、平成八年十月九日、タキソール注、四十
 - 4 シスプラチン、昭和五十八年九月二十一日、プリプラチン注及びランダ注、二十八
 - 5 メシル酸イマチニブ、平成十三年十一月二十一日、グリベックカプセル100mg、二十六
 - 6 リツキシマブ(遺伝子組換え)、平成十三年六月二十日、リツキシサン注10mg/mL、二十六
 - 7 塩酸イリノテカン、平成六年一月十九日、カンプト注及びトボテシン注、二十五
 - 8 塩酸ゲムシタビン、平成十一年三月十二日、ジェムザール注、十九
 - 9 リン酸フルダラビン、平成十一年九月二十九日、フルダラ、十五
 - 10 シクロホスファミド、昭和三十七年三月十四日、エンドキサン錠、十三
- 二 平成十七年度の上位十品目
- 1 テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム、平成十一年一月二十五日、ティーエスワンカプセル20及びティーエスワンカプセル25、五十八
 - 2 オキサリプラチン、平成十七年三月十八

日、エルプラット注射用100mg、三十九

3 バクリタキセル、平成九年七月二日、タキソール注、三十七

4 メシル酸イマチニブ、平成十三年十一月二十一日、グリベックカプセル100mg、三十四

5 ドセタキセル水和物、平成八年十月九日、タキソール注、三十

6 リツキシマブ(遺伝子組換え)、平成十三年六月二十日、リツキシサン注10mg/mL、二十九

7 塩酸ゲムシタビン、平成十一年三月十二日、ジェムザール注、二十九

8 シスプラチン、昭和五十八年九月二十一日、プリプラチン注及びランダ注、二十五

9 シクロホスファミド、昭和三十七年三月十四日、エンドキサン錠、二十四

10 フルオロウラシル、昭和四十二年七月二十四日、5-FU協和、二十一

四について

厚生労働省としては、手術不能又は再発非小細胞肺癌の治療の際にゲフィチニブを使用したことにより、急性肺障害、間質性肺炎等の重大な副作用が発現することがあると認識しており、今後とも、ゲフィチニブを含む抗がん剤について、製造販売業者からの報告等により抗がん剤に関する知見の集積に努め、その内容も踏まえつつ、添付文書の改訂の指示等の安全対策を講じてまいりたい。

一九九七年六月八日のJAL七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年五月二十三日

福島みずほ

参議院議長 扇 千景殿

一九九七年六月八日のJAL七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問主意書

一九九七年六月八日、香港発、名古屋行き

のJAL七〇六便が、名古屋空港へ着陸するために高度五千メートルを降下中、異常な機首上げとそれに続く異常振動に遭遇した。特に後部客室において大きなマイナスG(加速度が発生し、八名が軽傷を、機体後部にいた四名が重症を負い、うち一名が一年八箇月後に亡くなった。事故機の型式は、マグダネル・ダグラス社(現在は合併してボーイング社)製造のMD11型機である。航空事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という)は、一九九九年十二月に本件事故についての事故調査報告書(以下「報告書」という)を公表した。報告書は、事故の原因は「機長が自動操縦装置に逆らって操作したために、異常な機首上げが発生したため」とした。また、異常な機首上げの後に発生した異常振動については、「機体特性とパイロットの操縦能力の限界によって生じた可能性もある」とした意見が一九九七年九月五日付けの「建議」として示されている。

本件事故について、操縦に当たっていた機長は業務上過失致死傷罪により起訴されたが、二〇〇

七年一月九日名古屋高等裁判所が控訴を棄却し、検察官は上告を断念したため、機長の「無罪」の判決が確定した。報道によると、遺族は「それでは一体何が原因で妻は死ななければならなかったのか」と、マスメディアに対してコメントしている。当該機長自身も、判決日当日に「誤った事故調査に基づく、誤った起訴であった」との声明を公表している。本件事故については、事故調査委員会の報告書と刑事裁判によっても、結局真の事故原因は何であったのかを明らかにすることはできず、事故防止対策もどのように講じられたのか明確ではない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 報告書は、「MD11型機の特徴として、水平尾翼の小型化(DC10型機に比べて三十パーセント小さくなっている)、後方CGコントロール(燃料を移送して、機体の重心を後方に保つ機能)によって、飛行性能の改善が図られたが、高空における縦安定性が弱くなるという弱点を抱えている」としている。しかし、このような機体特性が事故原因にどのように関連していると考えたのか、報告書の結論は明確ではない。この点に関する政府の明確な見解を示されたい。

二 本件事故の事故原因について、事故調査委員会は報告書中、別添11-1において「当該振動はPI0(操縦士が航空機を安定させようと操縦する結果発生する操縦士の意図に反した機体の振動現象)に陥ったことが関与した可能性はある。このようなこと(PI0)に起因する事故が再発することのないよう早急に対策をとる必要がある。」と「建議」の形で言及している。こ

の点は、本件事故調査の最重点課題であったはずであるが、どのような調査が行われ、これに対してどのような対策が採られたのか明確でない。報告書別添11-3には、製造会社及び運航会社により講じられた主要な措置が掲載されているが、いずれも機体の操縦方法に関するものに限定され、機体特性の設計に関わる問題点の指摘、対策は講じられていない。この点に関して、政府においてどのような検討が行われたのか、製造会社及び運航会社により講じられた主要な措置が航空安全確保のため必要かつ十分なものであると考えているのか、十分でないと考えているとすれば、それはどのような点かを明らかにされたい。

三 二〇〇四年八月に開催されたAtmosphere Flight Mechanics Conference (AALA Paper No. 2004-4702)において、David H. Klyde氏外の研究報告「Evaluation of Wavelet-Based Techniques for Detecting Loss of Control」がなされた。同報告は、振動について、PIOとそうでないものの判別基準を示した上で、本件事故についてはPIOであることを断定している。このような評価について、政府は同意するのか。同意しないのであれば、根拠を示して明らかにされたい。

四 本件事故では「急激な機首上げ」と「その後の振動」がなぜ発生したのか、その振動のメカニズムを明らかにすることが根本的な課題であった。この振動のメカニズムの解析のためには、「正確な操縦室のGデータ」又は「IRU（慣性基準装置）のGデータ」が必要であったと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

五 事故調査委員会が計算で求めている操縦室のGデータが報告書別添4図として示されている。事故調査委員会は、別添4図において操縦室のGを「計算にて推定」したとしている。なぜ、計算によってデータを推定する必要があったのか。より、直接的なデータはないのか明らかにされたい。

六 「生の操縦室のGデータは存在する、それを見た、存在すると聞いた」と証言する「日本航空乗員、航空安全会議（航空労働者の航空安全に関する組織関係者）が複数名存在する。具体的には、「操縦室床下に設置されているIRU」という機器には加速度計があり、当該Gデータが保存されている」との証言がある。事故調査委員会は、IRUに加速度計が設備されていることを認識しているか、また、このようなデータが存在することを知っているか明らかにされたい。

七 本件事故の調査の過程でこのIRUのGデータを取得しているか明らかにされたい。

八 六において、データの存在を知らないとするれば、国において、当該データを保有している可能性が高い日本航空に対して、当該データの保有の有無を確認し、もし保有しているならば、これを入手した上で公表するべきであると考え、政府の見解を示されたい。

九 事故調査委員会が、生の操縦室のGデータに近いと考えられるIRUのGデータを報告書に記載するよう努力しなかった理由を示されたい。また当該Gデータが存在し、事故調査委員会、あるいは日本航空によって公表されなかったとするのなら、その理由を明らかにされたい。

十 IRUのGデータが存在する場合、事故原因についての新たな重要データが明らかになったものとするが、このデータを使い、事故当時の状況把握と、事故の本質である振動部分の解析を行うために本件事故の再調査を行うべきであるとするが、政府の見解を示されたい。

十一 事故調査委員会は、別添4図において操縦室のGを「計算にて推定」したとしている。しかし、この推定結果には位相に関して考慮されていないという初步的な欠陥が指摘されているが、政府の見解を示されたい。

十二 報告書四十五頁には「自動操縦装置をオーバーライドした結果デイスコネクトしても、急激な機体の姿勢変化をもたらさないよう、自動操縦装置を設計変更すること」を勧告しているが、このような設計変更は行われているのか。行っているとすれば、その具体的内容を示されたい。行っていないとすれば、これに対応する耐空性改善命令を発出しなかった理由を明らかにされたい。

十三 日本航空機長組合は、二〇〇〇年四月十九日付け機長組合ニュースの「機長組合作成七〇六便事故調査報告書」において、「飛行中は「BOARD SPOILER」が作動しない機構とすること」を求めている。これは、遠藤浩氏（航空宇宙技術研究所特別顧問当時）・理学博士が、機長組合作成のCD中で「今回の振動は、水平尾翼がスポイラー後流の中に入りたり出たりしたことによって生じたのではないかと解説されていることに基づく提案とも考えられる。このような提案は、事故の経緯に照らして、合理的

なものであるとするが、この点に関する政府の見解を明らかにされたい。

十四 スポイラーの展開によって今回のような振動が生じる可能性があるとするのならば、それはまさにMD11型機の飛行特性の欠陥と言えるのではないのか。スポイラー展開と振動との因果関係を徹底的に調査すべきであるとするが、この点についてはどのような調査が行われたのか。調査が行われているのであれば、その内容を明らかにされたい。また、調査が行われていないのであればその理由を示されたい。

十五 本件事故時に、日本国内で型式証明を受けていたMD11型機は十機であったと承知しているが、これらの機体について、その保有者、登録番号、登録年月日、購入価格を明らかにされたい。

十六 これらの機体が、いつ、誰に売却されたかを明らかにされたい。また売却の価格、売却後の使用目的（旅客輸送に使われているか、貨物輸送に使われているか）を明らかにされたい。

十七 すべての機体が、二〇〇二年から二〇〇四年までの短期間の間に、またDC10型機の退役の前に全機売却されているとの調査結果がある。このような集中的で不自然な売却の理由を明らかにされたい。またこれらの売却は国による指示によるものか明らかにされたい。

十八 以上の経緯を総合すれば、日本の航空安全当局と航空機メーカー、運航会社が、事故機の欠陥を隠蔽しつつ、旅客輸送用途以外に使用するという条件付きで、欠陥航空機を第三者に売却したことになるのではないのか。政府の見解を示されたい。

十九 日本の航空安全当局が本件事故発生から売却まで、MD-11型機について旅客輸送のための使用を停止しなかった措置は、同型機の飛行特性の欠陥を知らず、旅客運送のために使用することを認め、本件事故と同種事故が発生する危険性のある状態を放置し、これを是正しなかったこととなるのではないか。政府の責任ある見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年六月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出一九九七年八月八日のJAL七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出一九九七年八月八日のJAL七〇六便事故についての事故原因究明に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点については、運輸省航空事故調査委員会(現在の国土交通省航空・鉄道事故調査委員会。以下「委員会」という。)が、平成九年六月八日の日本航空株式会社所属ダグラス式MD-11型JAL八五八〇が三重県志摩半島上空を飛行中に発生した航空事故(以下「本件事故」という。)について作成した航空事故調査報告書(以下「報告書」という。)の第4「原因」において、「急激なピッチ・アップが発生し、その後ピッチ変動が繰り返されたことについては、

MD-11型機の自動操縦装置の特性並びに同型式機の縦安定特性及びピッチ変動が発生した際の回復操作に関し、操縦士が十分に習熟することができなかったことが関与した可能性が考えられ」と明記しているところである。

二について

委員会は、本件事故の調査の過程において、機体のピッチが反復して大きく上下に変動したのは、自動操縦装置が切れた後、操縦士が反復して操舵を行った結果、いわゆるPIO(Positive Induced Oscillation)に陥ったことが関与した可能性が考えられたことから、同様の現象による事故を防ぐため、平成九年九月五日付けで当時の運輸大臣に対して、御指摘のように建議したものである。

この機体のピッチが反復して大きく上下に変動した原因の調査については、報告書の別添2に記載されているとおり解析が行われている。

また、同建議を受け、運輸省航空局(現在の国土交通省航空局。以下「航空局」という。)は、平成九年九月八日に、日本航空株式会社に対し、MD-11型機の自動操縦装置の特性に関する操作上の注意事項を再度周知徹底するよう指導するとともに、日本航空株式会社を含む国内の定期航空運送事業者八社及び国際不定期航空運送事業者一社に対し、運航するすべての型式の航空機の自動操縦装置の特性についての教育訓練の見直しと充実を図るよう指導している。

また、同建議において、御指摘の「機体特性の設計」についてMD-11型機に耐空性を損なう欠陥があったとの指摘はされておらず、ま

た、委員会の調査の結果、報告書においてもそのような結論は出ていないことから、政府としては「機体特性の設計」に問題があったとは認識していない。

同建議及び航空局の指導を受け、本件事故後にMD-11型機の製造会社及び運航会社により講じられた措置は、報告書の別添十一・三に掲載されているとおりであるが、これらの措置は同建議の内容に対応した再発防止策として、必要かつ十分なものであったと考えている。

三について

御指摘の研究報告については、政府として承知しておらず、それによる評価についてお答えする立場にない。

四、七及び十について

委員会は、慣性基準装置(以下「IRU」という。)により計測された、加速度データ(以下「Gデータ」という。)を含め、調査の過程で入手したデータのうち、事故原因を究明するために適切と考えられるものに基づいて報告書を作成しているところであり、政府としては、十分な事故調査が既に行われていると考えており、再調査する必要があるとは考えていない。

五及び九について

操縦室における垂直加速度については、委員会は、IRUにより計測されたGデータを含め、調査の過程で入手したデータのうち、一秒間に記録される回数が多いデジタル式飛行記録装置(DFDR)に記録されていたGデータに基づいて計算し推定したものが精度が高く、事故原因を究明するために適切であると考えたことから、これに基づいて報告書を作成したところであ

ある。

また、委員会は、IRUにより計測されたGデータを含め、調査の過程で入手したデータのうち、事故原因を説明するために適切と考えられるもののみを報告書に掲載し、公表しているところである。

六及び八について

お尋ねについては、承知している。

十一について

御指摘の「この推定結果には位相に関して考慮されていないという初步的な欠陥が指摘されている」が具体的に何を指すのか明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、委員会は、調査の過程で入手したデータのうち、事故原因を究明するために適切と考えられるものに基づき適切と考えられる方法により、操縦室における垂直加速度を推定しているところであり、政府としては、その推定結果は十分信頼できるものと考えている。

十二について

委員会は、MD-11型機の自動操縦装置の設計変更の検討を含め、所要の処置をMD-11型機の製造会社に講ぜしめるよう、当該製造会社を監督する米国の連邦航空局に対して勧告しているが、米国の連邦航空局は、検討の結果、当該自動操縦装置の設計変更の必要はないとの結論に達しており、政府としては、当該設計変更は行われていないものと認識している。

また、航空機の設計改善に係る耐空性改善通報は、航空機の製造会社を監督する国の航空当局が国際民間航空条約の規定に従って各国に通

知した航空機の耐空性を継続するための情報(以下「AD」という。)について、各国の航空当局が当該航空機を使用する事業者等へ周知するものであり、MD—11型機の製造会社を監督する米国の連邦航空局から、当該設計変更に係るADが発行されていないことから、航空局は、耐空性改善通報を発出していない。

十三について

御指摘の提案については、政府として承知しておらず、お答えする立場にない。

十四について

委員会は、報告書にあるとおり、御指摘の「スポイラー展開と振動との因果関係」を考慮するまでもなく、「コントロール・コラム」に加えられた機首上げ及び機首下げ方向の操縦入力と同機の縦安定特性の相互関係が、機体のピッチ変動を持続させる状態で継続したことによりピッチ変動が繰り返された」と推定できており、お尋ねについては、調査を行っていない。

十五について

お尋ねの本件事故時に日本国内で登録されていたMD—11型機十機についての購入価格については、航空会社等民間企業の経営情報に関わることであり、政府としてお答えする立場にないが、登録記号、登録年月日及び所有者は次のとおりである。

登録記号八五八〇 平成五年十一月三十日
 ダイヤモンドリース株式会社、三和ビジネス
 レジット株式会社、長銀インターナショナル
 リース株式会社及び日航リース株式会社
 登録記号八五八一 平成五年十二月九日 芙
 蓉総合リース株式会社、ケーシーエスリース株

式会社、三井リース事業株式会社及び日航リース株式会社
 登録記号八五八二 平成六年四月五日 日本
 航空株式会社

登録記号八五八三 平成六年八月二十三日
 ダイヤモンドリース株式会社、三和ビジネス
 レジット株式会社、長銀インターナショナル
 リース株式会社及び日航リース株式会社

登録記号八五八四 平成六年九月十六日 興
 銀リース株式会社、住商リース株式会社、オ
 リックス株式会社、たぐんリース株式会社、

住信リース株式会社及び日航リース株式会社
 登録記号八五八五 平成七年四月二十日 ダ
 イヤモンドリース株式会社、オリックス・エ

クラフト株式会社、三和ビジネスレジット株
 式会社及び日航リース株式会社
 登録記号八五八六 平成七年四月十一日 日
 本航空株式会社

登録記号八五八七 平成七年六月三十日 ダ
 イヤモンドリース株式会社、芙蓉総合リース株
 式会社、クリエイトファイナンス株式会社、株

式会社日本リース、長銀インターナショナル
 リース株式会社及び日航リース株式会社
 登録記号八五八八 平成八年四月五日 ダイ
 ヤモンドリース株式会社、三和ビジネスレ

ジット株式会社、長銀インターナショナルリ
 ース株式会社、株式会社日本リース、セントラル
 リース株式会社及び日航リース株式会社

登録記号八五八九 平成九年三月七日 ダイ
 ヤシリーン有限公司、有限会社ジェーエルソ
 レイユリース、ウラヌス・リース有限公司、鶴

鵬
 有限会社、エルシーエルロータス有限公司及び

ハニカムリーシング有限公司
 十六から十八までについて

お尋ねの本件事故時に日本国内で登録されていたMD—11型機十機についての売却時期、売却相手、売却価格、売却後の使用目的及び売却理由については、航空会社等民間企業の経営情報に関わることであり、政府としてお答えする立場にない。また、当該航空機の売却は、航空会社等民間企業の経営判断によるものであり、国の指示によるものではない。なお、政府としては、事故機を含むMD—11型機に欠陥があったとは認識していない。

十九について

政府としては、事故機を含むMD—11型機に欠陥があったとは認識していない。

また、報告書において、事故機に「急激なピッチ・アップが発生し、その後もピッチ変動が繰り返されたことについては、MD—11型機の自動操縦装置の特性並びに同型式機の縦安定特性及びピッチ変動が発生した際の回復操作に関し、操縦士が十分に習熟することができなかったことが関与した可能性が考えられ」とされているが、この点については、本件事故発生後から、MD—11型機の製造会社及び運航会社による再発防止策が実施されており、必要な措置は講じられていたと承知している。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇円	一五円